## 告 示

## 埼玉県告示第八百一号

定により、公示する。 籍調査を国土調査として平成三十年七月四日付けで指定したので、同条第五項の規 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、次の地

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成三十一年三月三十一				
成三十年七	の一部)	飯積■(飯積	<b>∆</b> ⊏	加須市
平成三十一年三月三十				
平成三十年七月四日	図の一部)	飯積Ⅱ(飯積	611	加須市
調査期	地域	查	調	調査を行う者の名称